

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

安心して年金を受け取るために

現在、私の仕事の中心は「年金」についての相談や制度についての説明です。自分自身のことだとわかっているけどわからない。そんな複雑怪奇な「年金」について、実際の相談事例に基づいてお話したいと思います。

「なんだかよくわからないけど、社会保険事務所から封書が送られてきました。どうしたらいいんでしょうか？」50代後半と思われる女性「A子さん」からの電話相談がありました。このよくわからない手紙の相談、本当によくあるんです。初めて電話を受けた時は、見えない手紙の正体がわからず「なんだ、なんだ。」と心臓ドキドキ。でも、最近は心臓も鍛えられまして「その手紙には何と書いてありますか？文頭の印字はなんとありますか？」とゆっくり質問できるようになりました。「読み方がよくわからないんです。。。」これで「ピン」ときます。この手紙の正体は「勸奨状・かんしょうじょう」。年金制度に加入手続きをされていない方に、社会保険事務所から出されるものです。この質問は、A子さんのように50代の女性の方が多いです。それはこのような手紙がくる理由がわからないから。会社を退社したり、結婚して夫（妻）の扶養に入ろうと考えている人は「勸奨状」が届くと「年金制度加入の手続きが必要なのかも。」と想像できるので、それほど驚かれないようです。

ポイント1

- ・ 日本に住んでいる20歳から60歳までの人は全員、年金制度に加入しなくては行けない。（一部例外有り）
- ・ 年金制度加入は、自身での届出が基本である。

国民年金に加入する手続きが必要な時期

- ・ 20歳になったとき
- ・ 会社を退社したとき（厚生年金、共済年金の加入者でなくなったとき）
- ・ 夫（妻）の扶養から外れたとき

届出を忘れると、今回のように勸奨状等で「届出をしてくださいね。」とお知らせするわけですが、あくまでも手続きは自身で行うことが基本なので、きちんと手続きをしないと、「年金制度未加入期間」が生じてしまいます。そうすると、ピンチです。

年金制度に加入していない
↓
年金の保険料が納められない
↓
年金を受け取る条件を満たせない
年金を受け取ることができない

このような可能性がでてきます。毎日忙しくお仕事したり、家事や子育てをがんばっているんですもの、将来、安心して年金を受け取りたいですよね。

そのために、上記のような国民年金に加入する手続きが必要な時期がきたら、・年金手帳（20歳になった時の届出にはいりません。）・印鑑 をもって市町村役場へ行ってください。忘れてしまって「勸奨状」が届いた場合は、名前等を記入して社会保険事務所へ返送します。この場合、市町村役場の窓口へ提出しても OK です。

会社を退社したり、扶養から外れる時に手続きが必要なのはわかったけど、入社したり、扶養に入るときは手続きしなくてもいいの？もっともな疑問です。この場合は会社を通じて手続きを行うので、自身の年金手帳（妻や夫を扶養に入れるときは、その者の手帳）を総務課に提出してくださいね。

では、最初の疑問 A子さんになぜ「勸奨状」がとどいたのか？答えは「夫の扶養を外れたから。」

？ ？ ？ ？ ？

説明が少し長くなってしまいました。詳しくは「どうしたら年金が受け取れるのか？」とあわせて次回お話ししますね。 つづく